



# 三重県公報

令和2年9月7日(月)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

規則

64	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	2
----	---------------------	---------	---

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年九月七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前											
<p>（許可申請に係る添付書類）</p> <p>第十五条 次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>		<p>（許可申請に係る添付書類）</p> <p>第十五条 次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>（い） 許可の区分</th> <th>（ろ） 添付する書類</th> </tr> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法八十七条第二項若しくは第三項又は法八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の二第一項第二号、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可</td> <td>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図</td> </tr> </tbody> </table>	（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類	（略）	（略）	法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法八十七条第二項若しくは第三項又は法八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の二第一項第二号、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図	<table border="1"> <thead> <tr> <th>（い） 許可の区分</th> <th>（ろ） 添付する書類</th> </tr> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法八十七条第二項若しくは第三項又は法八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項又は法第六十八條の七第五項の規定による許可</td> <td>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図</td> </tr> </tbody> </table>	（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類	（略）	（略）	法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法八十七条第二項若しくは第三項又は法八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項又は法第六十八條の七第五項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類												
（略）	（略）												
法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法八十七条第二項若しくは第三項又は法八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の二第一項第二号、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図												
（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類												
（略）	（略）												
法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法八十七条第二項若しくは第三項又は法八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項又は法第六十八條の七第五項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図												

<p>る許可</p> <p>(略)</p> <p>法第五十五条第三項各号、法第五十六条の第二項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条の第二項、法第六十条の第二項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可</p>	<p>(略)</p> <p>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図</p>	<p>(略)</p> <p>法第五十五条第三項各号、法第五十六条の第二項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条の第二項、法第六十条の第二項第三号又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可</p>	<p>(略)</p> <p>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図</p>
<p>2 (略)</p>		<p>2 (略)</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>